

2024年8月1日

PETボトルリサイクル推奨マーク使用の手引き

PETボトル協議会
推奨マーク認定委員会

推奨マーク商品及びその広告等に推奨マークを使用する際には、この手引きに従って下さい。

1. 推奨マークのデザイン

推奨マークは、中央にPETボトルがデザインされ、この商品の主要構成部材がPETボトルからのリサイクル品であることを表しています。

2. 推奨マークの使い方

2-1 印刷の場合

- ① 推奨マークは指定清刷に従って使用して下さい。
- ② 色は特に指定しませんが、当該表示が鮮明で明瞭に判読出来るものを使用して下さい。
- ③ 地色の上に推奨マークを載せる場合は、PETボトルの白抜き部分に地色が出ても差し支えありません。
- ④ ネガ及びポジ反転の使用は随意とします。
- ⑤ 推奨マーク全体を更に正方形や円形等で囲むことは出来ません。
- ⑥ 推奨マークを相互に連結させたり、組み合わせたりして使用することは出来ません。

2-2 彫刻及び刻印の場合

- ① 推奨マークは指定清刷に従って使用して下さい。
- ② 刻印の凹凸の逆、及びシボ加工等は随意とします。
- ③ 推奨マーク全体を更に正方形や円形等で囲むことは構いません。
- ④ 推奨マークを相互に連結させたり、組み合わせたりして使用することは出来ません。
- ⑤ 推奨マークは、マークが変形したり抜きの部分が潰れない様にして下さい。

2-3 その他

「2-1 印刷の場合」「2-2 彫刻及び刻印の場合」に準拠して使用して下さい。

3. 文字表示の方法

- ① 推奨マーク本体と、リサイクルの効果を表す「P E T再利用品」及び「P E Tボトル再利用品」の文字（以下「表示文字」という）は、必ず一緒に使用して下さい。
- ② 文字表示の書体は「ゴシック体」を使用し、これ以外の書体は使用しないで下さい。
- ③ 文字表示は、推奨マークの清刷にある2種類のレイアウトのものを使用して下さい。
- ④ ①～③以外の場合、別途審査により、特例として認可する場合がある。

4. 多重容器包装での推奨マーク表示方法

多重容器包装の内装・個装等に再生P E Tを使用した商品に推奨マークを表示する場合、推奨マークの表示場所は、経済産業省「識別表示の義務」ガイドラインの一括表示に関する記述に準じて、内装・個装等の面積および印刷の有無に関わらず、外装・外箱等のみの一括表示で構いません。ただし、再生P E Tを何に使用しているかを推奨マークに添えて明示して下さい。

5. 推奨マーク商品であることの呼称の使い方

推奨マークについて、広告等を行う場合の呼称は次の表現を使用して下さい。

これ以外の呼称またはこれと紛らわしい表現は用いないで下さい。

「P E Tボトル協議会認定・リサイクル推奨マーク商品」

6. 広告・宣伝活動における表示等

- ① 推奨マークの認定商品と、それ以外の商品が混在して掲載される商品カタログ等の印刷物に推奨マークを使用する場合は、消費者が認定商品をはっきり識別出来る様に表示して下さい。
- ② 推奨マーク商品の広告・宣伝に際しては、推奨マーク商品がリサイクルを通じて社会に寄与していることについて、消費者にわかりやすい説明を行う様に、配慮して下さい。

7. 問い合わせ先

推奨マークの使用又は表示について疑問の点は

P E Tボトル協議会事務局へお問い合わせ下さい。

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町7番16号 ニッケイビル

T E L 03-3662-7591

F A X 03-5623-2885

1998年9月16日制定施行

2005年10月7日改定 3 ④を追加。

2017年10月1日改定 ナンバリングの適正化等実施。

2019年7月1日改定 4 を追加

2024年8月1日改定 3 ③ を改定